

島根労働局発表
平成27年10月16日

| | |
|--------|--------------------|
| 担 当 | 島根労働局労働基準部 |
| | 監督課長 安田幸次 |
| | 主任監察監督官 白名 弘 |
| | TEL : 0852-31-1156 |

過重労働の解消に向けた取組を要請します ～島根労働局長等から県内の経済4団体トップへ直接要請～

島根労働局（局長：^{ふるたこうしょう}古田宏昌）では、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等の“働き方改革”の実現に向けた取組を強化するため、本年1月に労働局内に「島根労働局働き方改革推進本部」を設置したところです。

今般、同推進本部では、本年11月を過重労働の解消等に向けた取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」として、過重労働による健康障害の防止や、働きやすい職場環境の整備に向け、労使一体となった取組を促すため、県内の主要経済団体である、島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会及び一般社団法人島根県経営者協会の各トップに対して、以下のとおり島根労働局長はじめ同局幹部が直接、協力要請を行います。

要 請 概 要

1 日 時

平成27年10月20日（火）11：00～11：40

2 場 所

松江市母衣町55-4

商工会館3階 松江商工会議所会頭室

3 出席者

島根県商工会議所連合会会頭 古瀬 誠 氏

島根県商工会連合会副会長 安部 廣 氏

島根県中小企業団体中央会会長 杉谷 雅祥 氏

一般社団法人島根県経営者協会会長 久保田一朗 氏

（要請者）

島根労働局 局 長 古田 宏昌

労働基準部長 高橋 秀寿

職業安定部長 吉野 明彦

雇用均等室長 周藤 明美

4 取材上の留意事項

（1）当日は、10：45までに直接、松江商工会議所へお越しください。

窓口からは島根労働局担当者が会場までご案内します。

（2）現地では、職員及び現地担当者の指示に従ってください。

我が国においては、人口減少社会が到来する中、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進などの「働き方改革」を進め、女性や高齢者をはじめとするすべての人々が、健康で働きやすい職場環境を作ることで、一人一人の潜在力が最大限に発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題となっています。

昨年6月の「過労死等防止対策推進法」の成立、本年8月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立、さらに本年12月からは、一部改正された「労働安全衛生法」に基づくストレスチェック制度がスタートするなど、誰もが健康で働きやすい職場環境の一層の整備が求められています。

島根県内においても、労働者1人平均の年間総実労働時間数は、平成26年に1,868時間と全国平均の1,788時間を80時間上回っており、働き方の見直しは喫緊の課題となっています。